

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成27年9月17日(木) 午後2時00分

場 所 津市一志農村環境改善センター 大会議室

出席部会委員	いとう 25伊藤	たけのり 武則・27大井	おおい 一司・28鈴木	かずし 一司・28鈴木	すずき 照正・29田口	たぐち 田口 慶則	よしのり 慶則
	もろと 30諸戸	よしあき 善昭・31上川	うえかわ 洋文・32田中	ひろふみ 洋文・32田中	たなか 竹次・33守山	たけつぐ 竹次・33守山	もりやま 孝之
	いけだ 35池田	まさし 昌司・36井谷	いたに 功・37岸野	いさお 功・37岸野	きしの 隆夫・38中川	たかお 隆夫・38中川	なかがわ 和雄
	ふじた 39藤田	たけし 武・40結城	ゆうき 結城	しんぞう 晉三・47中谷	なかたに 中谷	ひでや 秀也	

以上15名

欠席部会委員 26稲葉 和久・42片岡 眞郁

欠席部会員外委員 34浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 29田口 慶則・39藤田 武

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
 報告第5号 農業生産法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・使用貸借)

議案第6号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
 について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第9回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、稲葉委員、片岡委員、それと浅井委員、3名でございます。</p> <p>本日の議事録署名委員、指名させていただきます。29番 田口委員・39番 藤田委員、ご兩人よろしくお願ひします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで、よろしくお願ひします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告を願ひします。よろしくお願ひします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から4で、件数は4件、面積は田で7,366㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>続きまして、2ページから6ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から6で、6ページになりますけれども。</p> <p>合計で件数は6件、面積は41,932㎡で、その内訳としまして、田が27,361㎡、畑が14,519㎡、その他、これは台帳地目が原野で現況地目が畑になっておりますが、これが52㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地や雑種地になっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をしております。</p> <p>続きまして7ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、共同住宅用地及び駐車場用地、番号2、進入路用地、件数は、この2件で、合計面積は651㎡、このうち田が592㎡、畑が59㎡でございます。</p> <p>8ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1及び2で、いずれも進入用道路の2件で、合計面積は86㎡、この内訳としまして、田が27㎡、畑が59㎡でございます。</p> <p>9ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第5号 農業生産法人の定期報告についてでございます。</p> <p>番号1、有限会社_____、主たる耕作物は野菜、水稻、耕作面積は、田で0.3ha、畑で2.9ha、合計3.2ha。</p> <p>番号2、有限会社_____、主たる耕作物は水稻、麦、大豆、野菜になりま</p>

す。耕作面積は、田で57ha、畑0.3ha、合計57.3ha。

番号3、有限会社よこや製茶、主たる耕作物は茶です。耕作面積は、畑で4ha。

件数は、この3件で、いずれも組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、お願いします。

事 務 局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 7,659㎡、渡人 _____、面積 7,659㎡、申請地 久居明神町大釜_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 2,783㎡です。

これにつきましては、親子間での生前部分贈与になります。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 11,672.25㎡、渡人 _____、面積 6,369㎡、申請地 森町加村垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 307㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 榊原、受人 _____、面積 18,449㎡、渡人 _____、面積 7,490.99㎡、申請地 榊原町野崎_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 429㎡外6筆で、合計面積で863.55㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便であります渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 榊原、受人 _____、面積 11,618㎡、渡人 _____、面積 1,592㎡、申請地 榊原町中上_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 185㎡外1筆で、合計面積 313㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 八知、受人 _____、面積 3,936㎡、渡人 _____外1名、面積 1,732㎡、申請地 美杉町八知森_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 56㎡外2筆で、合計面積が1,732㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数はこの5件で、合計面積は5,998.55㎡、この内訳は、田が288.55㎡、畑が5,710.44㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない

ため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。9月11日に地元委員と事務局で現地確認に行っていました。場所は_____地域、_____の_____の北側に隣接するところで、事務局説明のように親子間の生前部分贈与ということです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。番号1番と同じ日に、地元委員と事務局で現地確認に行っていました。場所は、県道_____線沿いに_____及び_____がありますけれども、その北側約300m、_____の西側です。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。3番、4番、続けて報告させていただきます。
11日に、地元委員と事務局で現地確認に行っていました。場所としては、_____から_____を西へ上ること2kmぐらい行きますと_____と交差するところに_____があります。その付近一帯でございます。事務局の説明どおり何ら問題になることはありませんので、よろしくお願いします。
次に4番ですけれども、これも同日11日に、現地確認に行っていました。場所としましては、_____から_____方面へ向かうこと1kmぐらい行きますと、右手、道路沿いに_____がございます。その_____を東へ_____に向かうこと500mぐらい行って左へ入ったところでございます。事務局の説明どおり何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。5番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。11日に、地元委員と事務局が確認に行っていました。地名として_____となっておりますが、ちょうど場所は_____から南に向かって山並みをのぞいてもらうと、その土地がござまして、その山の中にある畑でございます。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、畑を多く所有されていますので、引き続いて耕作することなので、何ら問題はないかと思えます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明でございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 それでは、議案書のほう11ページになります。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 森町加村垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 347㎡です。

これにつきましては、申請地を車庫用地及び庭用地にするものですが、昭和32年ごろからこの目的で利用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知湯舟_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 1,110㎡。

これにつきましては、平成元年7月ごろ、申請地に植林をされておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 太郎生、申請者 _____、申請地 美杉町太郎生堂ノキワ_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積628㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び倉庫用地とするものですが、昭和61年7月からこの目的で既に使用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積が2,085㎡、この内訳は、田が1,738㎡、畑が347㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち合っていたきました地元委員のご意見をお聞きします。1番、願います。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも11日に地元委員と事務局で現地確認に行っていました。1号議案の2で説明させていただいた場所から50mぐらい離れたところで、_____の真東側にありまして、申請者の自宅の裏側になります。問題はないかと思われまので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、願います。

藤田委員 39番 藤田です。同じく11日現地に行っていました。会長、部会長並びに事務局、地元委員で確認してまいりました。場所は_____の信号機を越えてまっすぐ道を上ってもらいまして、周辺はもう山林です。申請人は農地

法を知らずに木を植えてしまったということです。残りのほうをまた新たに雑木を植えたいということです。始末書も出ております。周辺の農地等については迷惑を被るようなことが認められませんので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

中川委員 38番、中川です。9月11日に地元委員と総合支所の職員と現地確認して参りました。場所としましては、_____の_____に_____というところがありますが、その隣です。家を建てたんですけれども、地目が田であったということで、地目変更したいということです。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬若柚_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 396㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻上ノ_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 274㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野野田_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 176㎡外1筆で合計面積 315㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高

野野田_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 17㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものですが、昭和57年ごろから既にこの目的で使用されておりまして、受人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は1,002㎡、この内訳は、田が332㎡、畑が670㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、お願いします。

上川委員 31番、上川です。11日に現地調査をさせていただきました。この案件について追加書類の提出はありませんか。自治会長の同意書等は出ていませんか。

事務局 申請書の添付書類ということですね。ちょっと確認します。

上川委員 現地を見させていただきましたが、この図面では、前の道路の側溝へ生活排水を流すと書いてありますが、前の道路には、側溝も何もありません。それで、ほかの排水処理方法で地元の了解を得てくるように言っているわけですけども。

事務局 その添付はないですね。

議長 連絡もないですか。

事務局 今、担当者に確認させていただきます。

上川委員 地元の自治会長等の了解を得られた時点で許可するというようお願いしたいと思います。

守山委員 これは、現地確認時に、申請者に対して条件つきで17日の委員会に諮ると。したがって、その添付書類が作成されていない場合、一旦、保留にすると。そのように先方に伝えている。それで、そのようにいたしますという約束を交わしている。

事務局 連絡が不十分で申し訳ありませんでした。書類自体はまだこちらのほうには届いておりません。今ちょっと支所のほうで確認はとらせていただいています。

議長 今確認しているということで、2、3、4番を先に行いたいと思います。

田中委員 32番、田中です。2番の案件につきましては、11日、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所につきましては、_____の西側でございます。細部につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、3番、4番ですが、3番につきましては、これも11日、地元委員と事務局で確認をいたしました。場所につきましては、_____の_____の北側でございます。細部につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4番につきましても、その真端のところ、受人と渡人は兄弟ということでございます。細部については、事務局説明どおりですので、よろしくご審議をお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。事務局、わかりましたか。

事 務 局 先ほどの1番の案件ですが、申請者側には、その地元の承諾書を提出するよ
うにということでは伝わっていますけれども、同意書についてはまだ提出さ
れていないということです。事務局の処理としましては、許可書の交付につ
いては、その同意書を提出していただいた時点で、引きかえさせてもらうとい
う形で処理をさせていただきたいと考えております。それを含めてご審議をいた
だきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 どうでしょう、皆さん、同意書の提出があった時点で許可ということ。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 そのようにさせていただきますでしょうか。皆さん何かご意見がありましたら、
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定
したいと思ひます。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事 務 局 それでは、議案書の13ページになります。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員
会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町野
田 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 370㎡外2筆で、合計面
積 809㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請
地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464㎡、転用面積の57%になります。農地区分は、
第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸

人 _____、申請地 一志町八太畑ヶ田_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1, 496 m²のうち499 m²。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は1, 308 m²、このうち田が499 m²、畑が809 m²でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局説明がありました。現地に立ち合っ
ていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。11日に事務局と地元委員で現地確認行ってまいりました。場所は、_____のちょうど中心になりまして、_____にかかっております_____の南側500mのところ、県道よりひとつ道入ったところで、住宅が点在しており、問題はないかと思われま。詳細については事務局説明
どおりですので、よろしくご審議お願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。この案件につきましても、9月11日、地元委員と事務局で現地確認をいたしました。場所につきましては、_____線の_____の東側で、以前にも一部転用が出ておったと思いますが、その場所でございます。細部につきましては事務局説明のとおりですので、よろしくご審議お願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明ございましたが、皆さん方
のご意見をお伺いしたいと思えます。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました第4号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定し
たいと思えます。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 それでは、14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 525 m²です。

これにつきましては、借人は、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、327.36㎡、転用面積の62.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町上鴻野_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 449㎡。

これにつきましては、借人は、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で974㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明がありましたが、現地に立ち合っただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。11日に現地確認に行つてまいりました。番号1の現地は、ちょうど_____の真ん中ぐらゐにありまして、県道沿いに_____の_____があるところで、それを1kmぐらゐ北側へ行くと、以前_____だった場所や_____があるところです。

2番は、先月ですか、太陽光発電施設で皆さんにご審議願つた場所と同じところで、_____沿いに_____がありまして、それを北側へ3kmぐらゐ行きて、_____の東側から500mぐらゐのところですか。これも周辺は畑と、そして一般個人住宅と混在している場所です。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

部会長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

部会長 異議なしと認めます。よつて、議案第5号については許可することと決定したいと思ひます。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画、表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集

計表をごらんいただきたいと思います。

各地区別に、下の合計欄でご説明をさせていただきます。

まず、久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,321㎡、契約件数は3件でございます。

一志地区につきましては、田の使用貸借で8,943㎡、畑の使用貸借で2,667㎡、契約件数は1件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で14,781㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、畑の使用貸借で778㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして26,045㎡、畑の集積が、使用貸借で3,445㎡、合計契約件数は8件で、合計面積は29,490㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区の2件で合計面積1,779㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達を図りたいと思います。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。

午後2時31分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年9月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____